

あなたの

相続登記

応援します！



未来につなぐ相続登記推進プロジェクト
(広島法務局 & 広島司法書士会)

相続
登記

広島法務局

登記手続案内
【予約・お問合せ先】

予約制

廿日市支局 【不動産登記管轄区域】
廿日市市、大竹市、広島市佐伯区
廿日市市新宮一丁目15-40
☎ 0829-31-0164

遺言書
保管

自筆証書遺言書保管制度

予約制

廿日市支局 【遺言書保管所管轄区域】
廿日市市、大竹市、広島市佐伯区
☎ 0829-31-2164

相続に
関する手続
のご相談

司法書士

広島司法書士会
相続登記相談センター
(相続・遺言相談センター)

広島市中区上八丁堀6-69
☎ 082-511-7196
予約受付時間：月～金／12時～15時

空き家
に
関する
ご相談

大竹市役所

空き家相談窓口（空き家バンク等）

都市計画課
☎ 0827-59-2168

相続登記はお済みですか？

相続登記をしていないと発生するさまざまな問題

相続の手續に時間がかかると



- 相続した不動産をすぐに売ることができない
- すぐ担保に入れないため、住宅ローンが組めない

相続登記をしないまま相続人が死亡すると



- 相続登記の手續費用や手数料が高額になる
- 誰が相続人となるのかの調査に時間がかかる

不動産の管理が困難になると

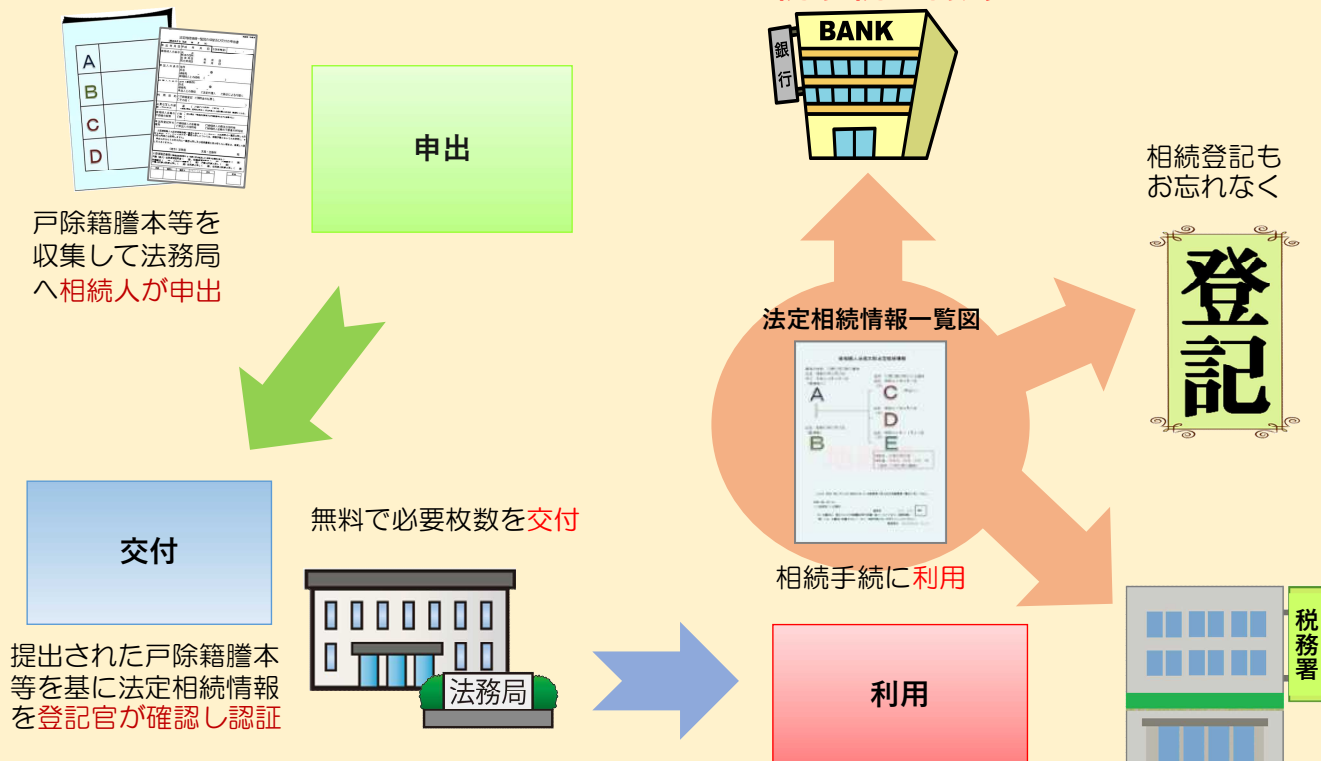


- 空き家や空き地の所有者と連絡が取れず、土地や建物が荒廃

ご存じですか？

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図は、戸籍の束に代えて、**法定相続人を特定した**ものです。預貯金の払戻、相続税の申告、相続登記など**相続手續に利用**できます。



法定相続情報証明制度の具体的な手續については、

法務局ホームページ



http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html

をご覧ください。

あなたの書いた遺言書を 法務局でお預かりします！



令和2年7月10日「自筆証書遺言書保管制度」が開始しました。

自筆証書遺言書保管制度について

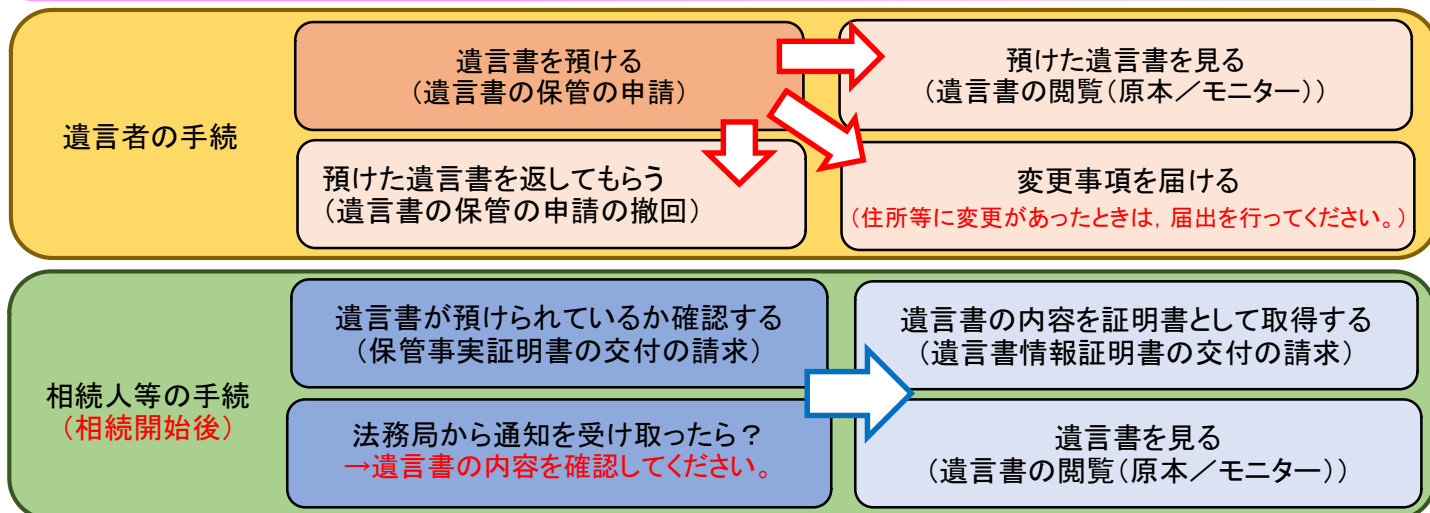
「遺言書」は相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。しかし、遺言者が書いた、いわゆる「自筆証書遺言書」は、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、改ざんが行われるおそれなどの問題点が指摘されています。そこで、法務局では、本人が自書した自筆証書遺言書を保管する制度を創設しました。

大切な人・
ご家族のために
遺言書を
作りましょう！

自筆証書遺言と公正証書遺言との違い(遺言書の作り方・残し方の選択肢)

	自 筆 証 書 遺 言		公 正 証 書 遺 言
	自宅等で保管 (従来の制度)	法務局で保管 (R2.7.10から)	
保管場所	 自宅等	 法務局	公証役場 
手 順	《事前準備》 ●インターネットや書籍で遺言書の書き方を勉強し、自分で作成する。遺言内容（相続人が誰か、相続する財産など）を調べて、決めておく。		●法律の専門家である公証人が、遺言者の意思に基づき法律的にきちんと整理した内容の遺言書を作成してくれる。 ●确实…不備により無効になるおそれがない。 遺言内容を确实に実行できる。 ●安心…発見されない、改ざん、隠ぺい等のおそれがない。 社会的信用度が高い。 
	《遺言書を書く》 ●遺言書の全文、日付、氏名を自署し、押印する（具体的・正確に記載する。）。 →遺言の記載内容があいまい・不正確な場合は、相続人間で争いになるおそれがあります。 ※遺言書の内容は、法務局では審査されません。 		
	《自宅等で保管》	《法務局で保管》	
	●改ざん防止のため、封筒に入れて封印することが望ましい。	●未封の遺言書と申請書を法務局に提出する。	
本人確認	不 要	必ず法務局に出頭	公証役場に出頭（原則） （ただし、公証人が出張することが可能）
手数料	不 要	要（3,900円）	要（財産価格による）
裁判所の検認	要	不 要	不 要

自筆証書遺言書保管制度の主な手続



自筆証書遺言書保管の申請等は全て**予約制**です。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



【お問合せ先】広島法務局廿日市支局
電話(0829)31-2164

お家の未来を考えよう

～家族が困らないように～

大竹市の総人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年には約2万5千人、令和22（2040）年には約2万人になると見込まれます。人口が減少していく中で高齢化率は上昇し、令和22（2040）年には約4割が高齢者になると推計されます。

市全体の人口は徐々に減少する中で、世帯数は横ばいで推移しています。このうち高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の数は増加が続いています。今後、高齢者数は減少が見込まれますが、世帯数に占める割合は増加すると推測されます。

このように、人口減少と高齢化は今後も進行することが見込まれており、さらなる空き家の増加が予想されます。

居住しなくなった後に、住まいをどうしていくか、事前に考え、決めておきましょう。



空き家をそのままにしておくと、建物の劣化が早まり、屋根や外壁が落下したり、老朽化により倒壊する危険が高まります。適正な管理がされないまま空き家が放置されると、家の老朽化だけでなく、周りに悪影響を及ぼすことにもつながります。

チェックシートを使って、お家の未来を考えてみましょう！



☐ 家や土地がどれくらいで売れるのか聞いたことがある。

☐ 家などの財産の相続について家族と話し合いをしている。

☐ 家や土地の登記内容を確認したことがある。

☐ 家財道具などの処分について家族と話し合ったことがある。

☐ 通帳や金庫の鍵などの場所について家族に話している。

☐ 遺言書の活用を考えている。

チェックがない項目は、今後検討しましょう。

☐ 家や土地の登記について知りたい。
⇒ [法務局](#)・[司法書士](#)

☐ 相続や遺言、成年後見制度について知りたい ⇒ [法務局](#)・[司法書士](#)

☐ 定期借家制度やリバースモーゲージについて知りたい。⇒ [司法書士](#)

☐ 空き家の売却や賃貸について知りたい（空き家バンク）。⇒ [市役所](#)

☐ 空き家の改修・解体・耐震等工事の助成制度を知りたい。⇒ [市役所](#)

☐ 空き家を解体した場合の固定資産税について知りたい。⇒ [市役所](#)

チェックが付いた項目は、
表紙の相談窓口へ相談を！